

県南広域振興局長告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和2年7月17日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 2工区 北上市成田1地割15番、16番、17番3、22番2、23番1、24番、25番1、25番2、25番3、26番1、27番1、31番1、32番1、32番2、33番1、35番1、37番3、38番、39番、40番3、43番3、43番4、44番1、45番、46番1、46番2、46番3、46番4、46番5、46番6、46番7、46番8、47番、48番、49番、50番、51番、55番、56番、59番2、65番、66番及び82番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市芳町1番1号 北上市